

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数(10月末 暫定値) 632件(去年同期比-54件)

1 主な犯罪

○空き巣 18件(+5件)
 ☆自転車盗 127件(-8件)
 ○車上ねらい 31件(-21件)
 ○部品ねらい 31件(-3件)
 ○オートバイ盗 23件(0件)

特殊詐欺 28件(10月末 暫定値) 被害総額 45,437,000円

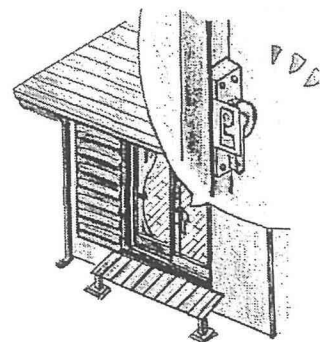
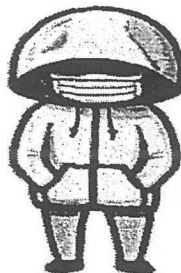
(内訳)

オレオレ詐欺	19件	被害金額	38,144,000円
預貯金詐欺	6件	被害金額	5,189,000円
融資保証詐欺	0件	被害金額	0円
架空料金請求詐欺	0件	被害金額	0円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	3件	被害金額	2,104,000円
その他の手口	0件	被害総額	0円

(令和3年10月末 現在)

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真金町	
井土ヶ谷中町	1	清水ヶ丘	2
井土ヶ谷下町	1	西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町	1	大岡	2
永田みなみ台	2	大橋町	
永田山王台	1	中村町	1
永田台		中島町	1
永田東	2	中里	
永田南	2	通町	
永田北	1	唐沢	
榎町		東蒔田町	1
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田	
宮元町		伏見町	
共進町		二葉町	
庚台	1	日枝町	1
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	
三春台		平楽	3
山王町		別所	1
山谷		別所中里台	
蒔田町		睦町	
若宮町		堀ノ内町	
宿町		万世町	
新川町		六ツ川	4
		合 計	28



町内会費詐欺が発生中！！

◎南区では自治会等を騙り、会費を回収する詐欺が発生しています。
 犯人は会員になっていない人から嘘の勧誘をしお金を騙し取ります。
 巧妙な手口に騙されないようにしましょう。

◎最近、南区では空き巣も多く発生しています。

戸締りを徹底し、近所で不審者を見かけたらすぐに通報しましょう。

担当：南防犯協会事務局
 (南警察署内：生活安全課)
 電話045-742-0110



南区交通事故統計《11月》

令和3年10月末現在



発生件数

	令和3年	令和2年	増減数
神奈川県内	17438	16462	+976
横浜市内	6384	5920	+464
南区内	308	306	+2

死者数

	令和3年	令和2年	増減数
神奈川県内	112	113	-1
横浜市内	24	41	-17
南区内	0	2	-2

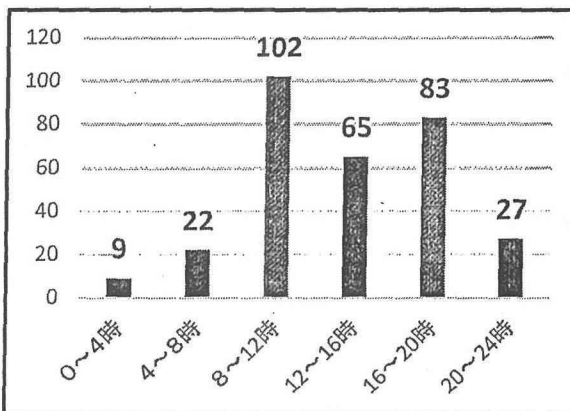
負傷者数

	令和3年	令和2年	増減数
神奈川県内	20196	19120	+1076
横浜市内	7314	6785	+529
南区内	352	349	+3

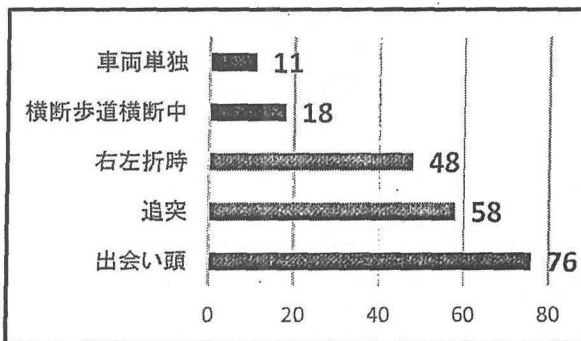
関係事故

	令和3年	構成率	増減数
高齢者	117	38.0%	+7
子供	19	6.2%	+0
二輪車	101	32.8%	-13
自転車	84	27.3%	+18

時間帯別発生状況



事故類型別発生状況



町名別発生状況

町名	令和3年	令和2年	増減数	町名	令和3年	令和2年	増減数
万世町	5	1	+4	平楽	1	2	-1
三春台	3	1	+2	庚台	1	2	-1
中島町	2	4	-2	弘明寺	0	0	0
中村町	14	5	+9	弘明寺町	2	5	-3
中里	13	5	+8	新川町	2	2	0
中里町	0	0	0	日枝町	2	2	0
二葉町	3	3	0	東蒔田町	1	3	-2
井土ヶ谷上町	6	6	0	榎町	1	4	-3
井土ヶ谷下町	13	11	+2	永楽町	6	2	+4
井土ヶ谷中町	8	6	+2	永田みなみ台	0	0	0
伏見町	1	1	0	永田北	3	8	-5
八幡町	2	0	+2	永田南	8	5	+3
六ツ川	22	36	-14	永田台	2	3	-1
共進町	9	6	+3	永田山王台	1	1	0
別所	20	21	-1	永田東	10	11	-1
別所中里台	0	1	-1	浦舟町	12	14	-2
前里町	11	8	+3	清水ヶ丘	1	0	+1
南吉田町	3	4	-1	白妙町	2	2	0
南太田	17	15	+2	白金町	1	3	-2
吉野町	13	15	-2	真金町	10	5	+5
唐沢	1	1	0	睦町	17	9	+8
堀ノ内町	4	5	-1	花之木町	1	2	-1
大岡	12	20	-8	若宮町	3	0	+3
大橋町	2	0	+2	蒔田町	3	8	-5
宮元町	12	17	-5	西中町	2	1	+1
宿町	3	2	+1	通町	3	6	-3
山王町	2	0	+2	高根町	5	5	0
山谷	1	0	+1	高砂町	6	7	-1

南警察署からのお知らせ



エコドライブのお願い

エコドライブとは、燃料消費量やCO₂を減らし、地球温暖化防止に繋げる運転技術や心がけです。

また、エコドライブは交通事故の削減に繋がります。心と時間にゆとりを持ち、みんなが安心できる安全な運転を心掛けましょう。

～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

令和3年火災・救急概況

南消防署
1月1日～10月31日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和3年	令和2年	増△減
火災件数	37	27	10
火災種別			
建物	26	19	7
林野	0	0	0
車両	2	2	0
船舶	0	0	0
航空機	0	0	0
その他	9	6	3
焼損床面積 (㎡)	205	136	69
死者 (人)	2	1	1
負傷者 (人)	6	5	1
主な火災原因			
放火(疑い含む)	13	8	5
こんろ	7	3	4
たばこ	5	4	1
電気機器	2	1	1
配線器具	2	1	1
救急出場件数	10,730	10,176	554
救急種別			
急病	7,760	7,252	508
一般負傷	1,801	1,833	△ 32
交通事故	364	380	△ 16
その他	805	711	94

2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別	令和3年	令和2年	増△減
火災件数 (件)	582	535	47
焼損床面積 (㎡)	8,107	4,470	3,637
死者数 (人)	15 (0)	14 (2)	1
負傷者数 (人)	93	83	10
救急出場件数 (件)	169,070	161,441	7,629
救急種別			
急病	117,823	111,096	6,727
一般負傷	29,843	29,845	△ 2
交通事故	7,145	7,123	22
その他	14,259	13,377	882

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火 災			救 急		
		令和3年	令和2年	増△減	令和3年	令和2年	増△減
行政区別件数	鶴見	43	44	△ 1	12,618	11,857	761
	神奈川	34	33	1	10,793	10,216	577
	西	30	26	4	6,493	6,196	297
	中	65	51	14	12,728	12,478	250
	南	37	27	10	10,730	10,176	554
	港南	39	33	6	9,603	9,688	△ 85
	保土ヶ谷	33	21	12	9,417	9,042	375
	旭	36	37	△ 1	11,240	10,922	318
	磯子	26	20	6	7,642	7,599	43
	金沢	30	36	△ 6	9,252	9,031	221
	港北	43	39	4	13,697	12,656	1,041
	緑	15	27	△ 12	7,639	7,233	406
	青葉	32	24	8	10,157	9,411	746
	都筑	30	25	5	7,000	6,581	419
	戸塚	32	46	△ 14	12,414	11,641	773
	栄	11	8	3	5,279	5,073	206
	泉	26	20	6	6,681	6,227	454
	瀬谷	20	18	2	5,648	5,356	292

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	3	1分団
太田地区町内連合会	2	
寿東部連合町内会	8	2分団
中村地区連合町内会	6	
蒔田連合町内会	1	3分団
お三の宮地区連合町内会	0	
堀ノ内睦町連合町内会	1	
井土ヶ谷地区連合町内会	1	4分団
北永田地区連合町内会	4	
永田みなみ台連合自治会	2	
本大岡地区町内会連合会	1	5分団
	0	
大岡地区連合町内会	1	6分団
別所地区連合町内会	1	
南永田・山王台連合町内会	0	
六ツ川地区連合自治会	2	
六ツ川大池地区連合自治会	4	1～6分団
連合未加入自治会、その他	0	
合 計	37	

5 南消防団受持地域別火災件数

分団名	発生件数 (件)
第1分団	5
第2分団	14
第3分団	2
第4分団	7
第5分団	1
第6分団	8
合 計	37

かわら版(11月号)

発行者：南消防署

予 防 係

家庭防災員研修を オンラインで実施!

日時:令和3年10月22日(金)、23日(土)

場所:南消防署

内容: 新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度中止になっていた家庭防災員研修ですが、家庭防災員のみなさまが安心して、またそれぞれのライフスタイルに合わせて研修を受講できるよう、今年度の第1回はインターネットを活用し開催しました。

リアルタイムでやりとりができるウェブ会議システム「ZOOM」と、日時を問わず視聴できる「Youtube」で配信し、オンライン環境のない方にはDVDを配布します。新たな試みにもかかわらず、全部で137名の申し込みがありました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の一環で始めましたが、様々な手法を組み合わせることで、より多くの方に防火・防災について学んでいただけたということがわかりました。

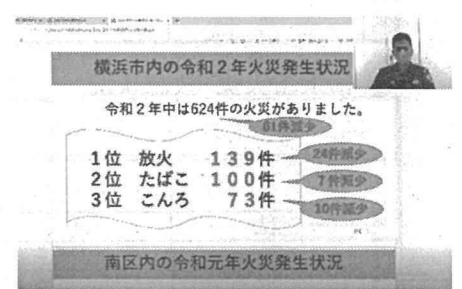
南消防署は、今後も様々な視点から、よりよいサービスが提供できるよう新たな取り組みに挑戦していきます!



オンライン家庭防災員研修の様子



写真やデータを画面に映しながら実施しました



南消防団

可搬式小型ポンプ操法訓練 を実施!

日時:令和3年10月31日(日)

場所:横浜国立大学教育学部附属特別支援学校敷地内

内容: 南消防団は、団員の災害活動時に必要な技術、気力、体力等の向上を図るため、平時から様々な訓練を行っています。今回は競技形式での可搬式ポンプ操法訓練を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分留意しながら、各分団が日頃の訓練成果をいかに発揮した結果、最優秀が第五分団、優秀が第二分団、優良が他の4個分団となりました。

南消防署は今後も、南消防団と相互に連携し、地域防災力の向上を図ります!



訓練の様子

令和 3 年度年末年始消防特別警備

- 1 実施期間
令和 3 年 12 月 20 日（月） 8 時 30 分から
令和 4 年 1 月 4 日（火） 8 時 30 分まで（予定）
- 2 実施場所
南区全域
- 3 実施機関
 - (1) 横浜市南消防署
 - (2) 横浜市南消防団
- 4 実施内容
 - (1) 火災予防広報及び出火防止キャンペーン
 - (2) 消防車両及び消防団積載車による巡回警戒・広報
- 5 その他
 - (1) 南消防団各分団本部への激励は、令和 3 年 12 月 28 日（火）
で時間は未定です。
詳細は、別途地元消防団よりお知らせいたします。
 - (2) 例年 1 月末に開催している令和 4 年南消防団賀詞交歓会は
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止させていただきます。

消 南 総 第 862 号
令和 3 年 11 月 19 日

自治会町内会長 各位
地区連合自治会町内会長 各位

南 消 防 署 長 今 山 徹

令和 4 年度家庭防災員研修受講者及び連絡員の推薦について（御依頼）

晩秋の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、地域の防火・防災活動の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、家庭防災員研修は「自助から始まり、地域における防災活動の担い手としても活躍できる家庭防災員の養成」を目指した研修制度として、毎年多くの方々に受講していただいております。

つきましては、何かと御多用とは存じますが、令和 4 年度も引き続き家庭防災員研修受講者等を、御推薦いただきますよう御依頼申し上げます。

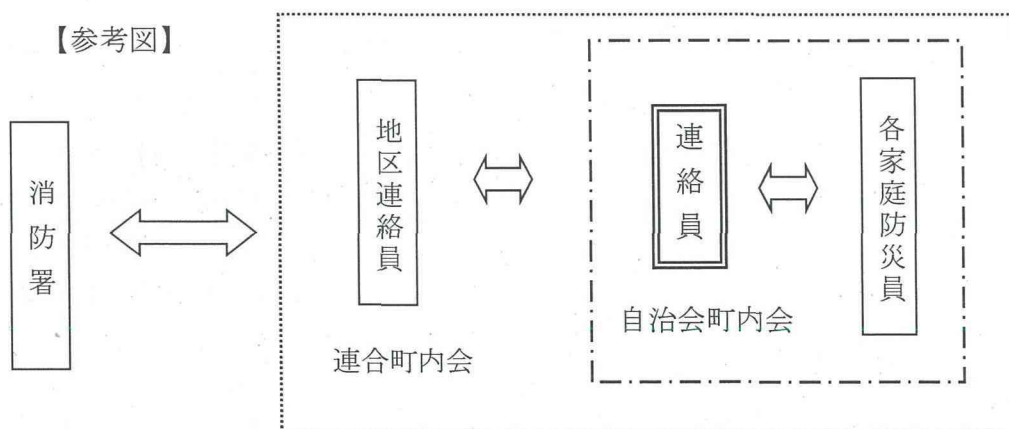
1 連絡員等について

(1) 貴自治会町内会の中から、連絡員（＊）の方を必ず推薦してください。

（＊）連絡員は、消防署と家庭防災員との連絡調整をしていただきます。

(2) 連絡員の推薦された方の中から、連合町内会の地区連絡員を後日選出していただきます。

【参考図】



裏面あり

2 研修受講者について

自治会町内会ごとに、推薦をお願いいたします。推薦に当たっては、既に研修を受講されている方でも構いません。

なお、貴自治会町内会の実情等により、推薦者がいない場合はその旨お伝えください。

3 推薦期限

令和4年3月31日（木）

4 記入要領

(1) 連絡員

推薦される方の氏名・住所・電話番号及び研修受講の有無を御記入ください。

(2) 研修受講者

推薦される方の氏名(ふりがな)・住所・電話番号を漏れのないよう御記入ください。

なお、推薦をいただけない場合、その旨御記入ください。

5 添付書類

(1) 家庭防災員研修受講者及び連絡員推薦書・・・別添

(2) 返信用封筒（郵送用切手添付）

(3) チラシ「家庭防災員研修受講者募集」

6 その他

(1) 研修を受講していただくと、横浜市長名の修了証が交付されます。

(2) 御推薦をいただいた皆さまには、各研修会の御案内をさせていただきます。

(3) なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今後の状況によっては研修開催方法の変更等（中止・延期を含む）を行うことがあります。

【事務担当】

南消防署総務・予防課

折戸・河原・磯部

TEL・FAX 045-253-0119

令和 年 月 日

南 消 防 署 長

自治会町内会名 _____

会 長 名 _____

電 話 _____

家庭防災員研修受講者及び連絡員推薦書

ふりがな		住所	南区	電話	
連絡員 氏 名					
研修受講の有無			(受講する ・ 受講しない)		

※ 研修を受講するにチェックされた方には、研修の案内を送付させていただきます。

令和4年度の家庭防災員研修受講者として次の方を推薦いたします。

ふりがな 氏 名	住 所	電 話
	南区	
	南区	
	南区	

◎ 依頼事項

- ・ 推薦された研修受講者の情報は、連絡員に提供させていただきますので、御了承ください。
- ・ 該当者がいない場合は、「該当なし」と御記入ください。
- ・ 過去に研修を受講されている方でも、受講可能です。
- ・ 令和4年3月31日（木）までに、同封の返信用封筒で御返送ください。

連絡先 南消防署総務・予防課予防係
電 話 045(253)0119

～横浜市消防局からのお知らせ～

家庭防災員 研修受講者 募集



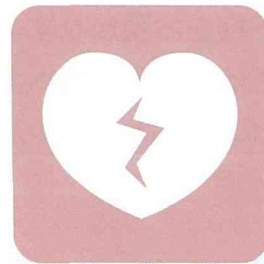
火災



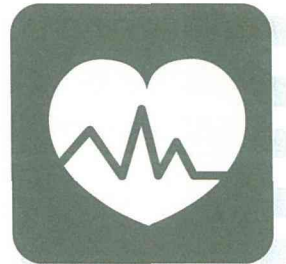
風水害



地震



AED



心肺蘇生

研修受講要領

- 申込み：自治会・町内会を通じて推薦を受けて頂くようお願いします。
- 要件：満15歳以上の市内在住の方
- 研修期間：1年間（過去に家庭防災員の研修を修了した方も受講できます。）
- 日程・場所：詳細は、各区の消防署からお知らせします。
- 修了証：研修修了者には市長名の「修了証」を交付します。

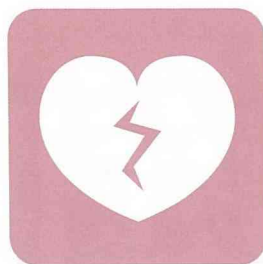
主な研修内容

出火防止対策や救命処置など、災害から身を守るための知識や技術を学べます。



防火研修

住宅防火対策など。



救急研修

救命処置要領
(AEDを含めた心肺蘇生法)
など。



地震研修

地震の知識や対応方法
など。



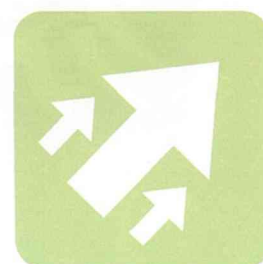
風水害研修

風水害の知識や対応方法
など。



災害図上訓練 (DIG)研修

参加者が地図に様々な情報
を書き込み、防災対策を
検討する訓練です。



スキルアップ研修

各区の実情・家庭防災員の
要望に応じたカリキュラム
(選択制)

- 約3時間の研修を3～4回で修了します。(各消防署により時間と回数が異なる場合があります。)
 - 平日以外にも研修を行います。
 - 研修中に小さいお子様をお預かりする「一時託児制度」があります。
 - 研修内容等については、各消防署へお問い合わせ下さい。
- ※ 新型コロナウイルスの感染状況により、研修が中止、延期、一時託児制度が利用できない場合があります。

各消防署連絡先

鶴見消防署	503-0119
神奈川消防署	316-0119
西消防署	313-0119
中消防署	251-0119
南消防署	253-0119
港南消防署	844-0119
保土ヶ谷消防署	342-0119
旭消防署	951-0119
磯子消防署	753-0119

金沢消防署	781-0119
港北消防署	546-0119
緑消防署	932-0119
青葉消防署	974-0119
都筑消防署	945-0119
戸塚消防署	881-0119
栄消防署	892-0119
泉消防署	801-0119
瀬谷消防署	362-0119

令和3年11月発行 横浜市消防局予防課
〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-9
電話 045-334-6406 FAX 045-334-6610

令和3年度 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



目的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

実施期間

令和3年12月1日（水）～12月31日（金）の1か月間

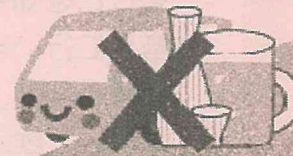
スローガン

乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者

STOP! 飲酒運転

運動の重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
- 3 ハンドルキーパー運動の推奨



◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態様	懲役	罰金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 (0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼气検査拒否	3月以下	50万円以下	—

◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

態様	懲役	罰金
車両の提供	酒酔い	5年以下
	酒気帯び	3年以下
酒類の提供	酒酔い	3年以下
	酒気帯び	2年以下
同乗者	酒酔い	3年以下
	酒気帯び	2年以下

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	令和3年9月末	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年
全事故件数	5,690	7,398	8,398	9,596	10,441
死者数	22	48	50	57	51
死亡率	0.4	0.6	0.6	0.6	0.5
うち酒気帯びによる事故件数	26	26	33	46	51
死者数	0	0	1	1	3
死亡率	0.0	0.0	3.0	2.2	5.9

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取り組み

共通事項

1. 「運動の重点」に基づき、地域の実態に即した交通安全を積極的に推進します。
2. 運動を効果的に推進するため、広報啓発や実践的な活動を行います。

横浜市・区

1. 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
2. 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

1. 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
2. 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転をすることを知りながら車両や酒類を提供したり、同乗する行為等に対する捜査を厳正に行います。
3. 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。

交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催により飲酒運転の根絶を呼びかけます。
2. ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。

※ハンドルキーパー運動とは…「自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

地域・家庭

1. ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
2. 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ注意し合うよう努めましょう。
3. 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。

教育関係

1. 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底します。
2. 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道路管理者・鉄道事業者

道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話(671)2323 FAX(663)6868

令和3年度 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目 的

年末は交通量や飲酒の機会が増えることにより、交通事故の多発が懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

実 施 期 間

令和3年12月11日（土）～12月20日（月）の10日間



スローガン

無事故で年末 笑顔で新年

運動の重点

1. 飲酒運転の根絶
2. 歩行者（特に高齢者）と自転車の交通事故防止
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
4. 二輪車の交通事故防止



◇◇ 令和3年9月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分	交 通 事 故						二輪車		自転車		歩行者		高齢者	
	発生 件数	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	負 傷 者	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比
横 浜 市	鶴 見 区	382	4	1	-3	435	16	1	-2	0	0	0	0	0
	神 奈 川 区	365	89	1	-4	416	99	1	0	0	0	0	-4	0
	西 区	168	11	0	-1	198	17	0	-1	0	0	0	0	0
	中 区	329	44	3	2	373	43	0	0	0	0	3	2	1
	南 区	279	10	0	-1	319	9	0	0	0	0	0	-1	0
	港 南 区	324	33	0	-2	377	28	0	0	0	0	0	-1	0
	保 土 ヶ 谷 区	317	24	2	-2	365	25	0	-4	1	1	0	0	2
	旭 区	383	-27	0	-2	459	-4	0	-1	0	0	0	-1	0
	磯 子 区	271	33	3	0	313	34	2	1	0	-1	1	0	1
	金 沢 区	413	38	1	-2	465	29	0	-2	0	0	1	0	0
市	港 北 区	347	-37	1	-3	390	-25	0	-1	0	0	0	-2	1
	緑 区	280	62	1	-1	327	77	0	-1	0	0	0	-1	1
	青 葉 区	432	78	1	-2	487	89	1	1	0	0	0	-2	0
	都 筑 区	329	31	2	0	375	26	0	0	1	0	1	0	1
	戸 塚 区	466	87	3	3	527	90	1	1	0	0	0	0	1
	栄 区	153	11	0	0	172	9	0	0	0	0	0	0	0
	泉 区	186	-7	2	2	214	-6	1	1	1	1	0	0	2
	瀬 谷 区	266	26	1	-2	297	13	0	0	0	0	1	-1	1
計	5,690	510	22	-18	6,509	569	7	-8	3	1	7	-11	11	-5

各機関・団体の主な取り組み



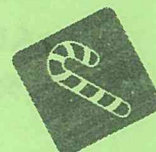
共通事項

1. 運動の趣旨を周知徹底します。
2. 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの必要性について正しく理解し、正しい着用を徹底します。



横浜市・区

1. 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
2. 歩行者や自転車の事故を防止するため、啓発活動を行います。
3. 自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。



警察

1. 交通事故に直結する悪質、危険、迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
2. 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
3. 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
4. 反射材を有効に活用してもらうため、キーホルダーや靴シール等を直接取り付けさせてもらう活動を推進します。
5. 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進する。

交通安全協会

1. キャンペーンなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2. 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全のひとこえ運動」を推進します。
3. ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけるなど飲酒運転の根絶を呼びかけます。

※ ハンドルキーパー運動とは・・・「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動のことです。

地域・家庭

1. 事故を起した時の責任の重大さなどについて家族で話し合しましょう。
2. 飲酒を伴う会合や飲酒が予想される場合の外出には車両を運転していかないようお互いに声をかけ注意しあいましょう。
3. 歩行者（特に高齢者や児童）の夜間の外出には、目につきやすい明るい服装や反射材を着用しましょう。

教育関係

1. 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、校外指導を強めます。
2. 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。



横浜市交通安全対策協議会

（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話(671)2323 FAX(663)6868



南地振第 920 号
令和3年 11 月 19 日

自治会町内会長 各位

南区地域振興課長

令和3年度安全安心まちづくり展示会について(お知らせ)

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、南区政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、南区では、安全で安心して暮らせる街づくりを目指して、地域の皆様の防犯・防災・交通安全への意識を高めいただくため、展示会を実施することとなりました。

ぜひ、会場に足をお運びいただきますようお願いいたします。

1 日時

- ・ 令和3年 12 月 24 日 (金) 午後 2 時～午後 5 時
- ・ 令和3年 12 月 27 日 (月) 午前 10 時～午後 4 時

2 場所

南区役所 1 階多目的ホール

3 展示内容

- ・ 特殊詐欺被害防止動画「守るべきもの」
(お笑い芸人鉄拳さん制作)
- ・ 特殊詐欺被害を防ぐ電話機及び録音機
- ・ 防犯啓発ポスター
- ・ ミニ白バイ (27 日のみ展示)
- ・ 災害現場及び事故現場写真
(令和3年 7 月に発生した熱海での災害写真 ほか)



ミニ白バイ



録音機



電話機

【お問合せ】 南区地域振興課 堀、稲垣、向坪
電話 341-1235 FAX 341-1240

南 地 振 第 号

令和 3 年 11 月 19 日

自治会町内会長 各位

南 区 長

令和 3 年度自治会町内会役員区長感謝状贈呈候補者の推薦について（依頼）

晩秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、市政・区政の運営に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、日ごろ、住民組織の維持・発展のため御活躍いただいている自治会町内会役員の方々の労苦に感謝の意を表するため、感謝状を贈呈したいと存じますので、次の基準により、候補者の推薦をお願い申し上げます。

1 推薦基準

自治会町内会の副会長、役員（部長職以上）として、通算 10 年以上勤続している方及び過去に勤続していた方

ただし、すでに当表彰を受けた方は除きます。

2 基準日

令和 4 年 3 月 31 日現在で、通算 10 年以上勤続の方

3 推薦方法（提出先）

令和 3 年 12 月 13 日（月）までに、別紙推薦書を下記担当まで御提出ください。

※南区役所地域振興課地域活動係（6 階 62 番窓口）に御提出いただきますようお願いいたします。（漢字表記や過去の受賞歴がないかを確認させていただくため、窓口に御持参いただくようお願いいたします。）

南区役所地域振興課地域活動係 井本

電話：341-1235

令和3年度自治会町内会役員区長感謝状贈呈候補者推薦書

連 合 町 内 会 名

自治会町内会名

会 長 名

感謝状に氏名を記載いたしますので、本人に御確認のうえ、楷書でお書きください。

自治会町内会名も省略せず、正式名称で記入してください。

ふ り が な 氏 名	住 所 電 話 番 号	在 職 年 数	役 職 名
	南区 電話 ()	年	
	南区 電話 ()	年	
	南区 電話 ()	年	
	南区 電話 ()	年	
	南区 電話 ()	年	

◎令和3年12月13日(月)までに、南区役所地域振興課地域活動係(6階62番窓口)に御提出いただきますようお願いいたします。(漢字表記や過去の受賞歴がないかを確認させていただくため、窓口に御持参いただくようお願いいたします。)

地区連合自治会町内会長

自治会町内会長

各位

南区連合町内会長連絡協議会

会長 吉井 肇

令和 4 年度地区懇談会の開催について（依頼）

向寒の候、皆様におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて南区では、地域における課題を地域住民で共有し、行政も共に考え話し合う場として、連絡協議会の主催により地区懇談会を開催しております。

つきましては、令和 4 年度の地区懇談会について、次のとおり調整を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

1 開催に向けた基本的な考え方

令和 4 年度地区懇談会も、新型コロナウイルス感染状況に留意しつつ、各地区連合で開催することとします。また、開催にあたりましては、新しい生活様式を踏まえた開催方法の工夫を御検討ください。

◆新しい生活様式を踏まえた開催方法の工夫例

- ・ ワークシートを用いた意見交換
- ・ 広い会場での開催（学校施設の利用など）
- ・ 会場の分散化
- ・ ICT を活用した開催（web 会議ツール zoom の活用など）

2 開催日・会場について

開催日（可能な連合は延期日も含む）と会場がお決まりになりましたら、12月20日（月）までに事務局へお知らせください。御連絡がない場合は、事務局より確認の連絡をいたします。

（1）開催候補日

令和 4 年 5 月～6 月での開催【5月10日（火）～6月24日（金）】を基本としますが、新型コロナウイルス感染状況により設定された日に開催できないことも踏まえ、**延期日の設定**（9 月～10 月）も御検討ください。なお、他の地区連合と日程が重複する場合は、調整させていただくことがあります。

(2) 会場

地区センターについては、事務局で手続きを行いますので御連絡ください。その他施設で開催の場合は、各地区連合での手続きをお願いいたします。なお、開催にあたりましては、施設で定めている利用ルール（定員など）を厳守してください。

3 議題について

(1) 議題の設定

定例会等におきまして、地域全体で話し合うべきもの又は共有すべきものを「議題」として設定してください。

※議題設定にあたっては、特定箇所に関する要望（ごみ集積場、防犯灯や道路の補修など）については、まずは別紙所管部署に御相談ください。

(2) 議題の提出

来年度の議題がお決まりになりましたら、令和4年2月28日（月）までに事務局に議題提出シートを御提出いただきますようお願いいたします。

4 当日の開催の流れ

下記の項目を取り入れていただき、60分～90分を目安に開催をお願いいたします。

- ・開会挨拶
- ・議題提案主旨
- ・議論（事例発表、取組紹介、グループ討議など）
- ・意見交換、発表
- ・閉会挨拶

5 その他

開催方法や議題設定にお困りの場合は、事前に事務局までご相談ください。

事務局：南区役所 地域振興課 地域力推進担当

電話：341-1239

FAX：341-1240

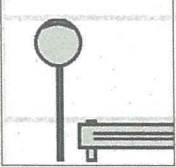
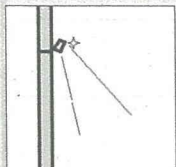
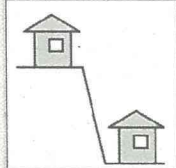
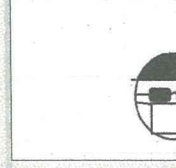
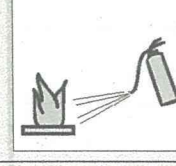
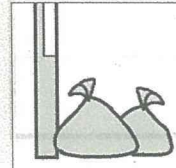
【連合名】

- ・議題は定例会等で話し合い、連合自治会町内会でとりまとめのうえ、2月28日（月）までに南区地域振興課地域力推進担当までご提出ください。（FAX：341-1240）
- ・防犯灯設置や道路設備の補修などの特定箇所に関するご要望は、裏面の連絡先にご相談ください。

年間を通してご相談を受け付けています！

防犯灯や道路設備の補修など、特定箇所の懸案事項については、
直接担当部署にご相談ください。

◆◆ 主な連絡先 ◆◆

	道路の補修、ガードレール等の 道路設備や公園・下水道に関すること	南土木事務所 TEL: 341-1106
	防犯灯（電柱のLED灯）に 関すること	市民局地域防犯支援課 TEL: 671-3709
	地震・風水害等（がけを含む）の 防災対策に関すること	南区役所総務課防災担当 TEL: 341-1225
	交通安全、防犯・生活安全など	神奈川県警南警察署 TEL: 742-0110
	火災予防、消防訓練など	消防局南消防署 TEL: 253-0119
	ごみ収集場所・街の美化など	資源循環局南事務所 TEL: 741-3077 南区役所地域振興課 資源化推進担当 TEL: 341-1236

連絡先がご不明の場合は、横浜市コールセンター（TEL: 664-2525）
または南区役所地域力推進担当（TEL: 341-1239）にお気軽にお尋ねください。

近所のお店を応援

おうちごはん充実！

お散歩やウォーキングのおともに

【お知らせ】

テイクアウト&デリバリー横浜 南区マップ

（井土ヶ谷・蒔田エリア）の発行について

テイクアウト&デリバリーのお店約 50 店舗を掲載！

南区役所では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて厳しい状況の区内飲食店を応援するため、「テイクアウト&デリバリー横浜 南区マップ」を発行しました。

横浜市が運営する、持ち帰り（テイクアウト）や配達（デリバリー）をする店舗をインターネットで紹介するサイト「テイクアウト&デリバリー横浜」の南区登録店舗について、分かりやすく手に取りやすいマップを区内の様々な場所に配架することで、インターネットがご利用できない区民の方々も含めてより広く紹介していきます。

【名称】 テイクアウト&デリバリー横浜 南区マップ（井土ヶ谷・蒔田エリア）
※11 月中に「南太田・吉野町・阪東橋エリア」「弘明寺・六ツ川エリア」も発行予定

【サイズ】 縦：約 30 cm 横：約 10 cm（ジャバラ折り）
広げたときのマップ面の大きさ：A3

【掲載内容】 マップ面：店舗名と店舗位置
店舗情報面：お勧めメニューと金額、営業時間と定休日、利用形態など

【配架場所】

マップエリアごとの最寄り駅（京浜急行・市営地下鉄）及び横浜駅（市営地下鉄）の横浜市 PR ボックス、南区役所、南区区内区民利用施設（地区センター・コミュニティハウスなど）

またマップは南区ホームページでも閲覧・ダウンロードできます。



▲南区 HP QR コード

マップ面



店舗情報面



担当：南区地域振興課 堀、荻沢、岡部
電話：341-1235

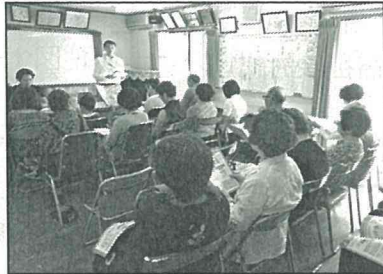
災害時要援護者支援に関する取組について

自治会・町内会をはじめとする地域の皆様には、日頃から災害時要援護者支援の取組にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

説明会（ご近助講座）及び名簿の提供について、ご案内させていただきます。

1 説明会（ご近助講座）のご案内について

この取組については、地域の皆様のご理解を深めていただくとともに、今後の取組の参考とさせていただきますために、以前から次のような説明会を開催しています。

全体説明会	ご近助講座
名簿受領の手續、個人情報の取扱い、名簿を活用した取組事例等を紹介しします。多くの方に御参加いただけるよう、区内2か所で開催しています。	地域から申し込みいただき、区職員がお邪魔して、 <u>地域ごとの状況を踏まえてご希望のテーマでご説明や意見交換を行う会。</u>
	

しかし、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策のため、全体説明会については中止とし、ご近助講座についても開催回数が少ない状況が続いており、「取組の内容や進め方がわからない」といった声を地域からいただいています。

そこで、皆様におかれましては、区職員が地域にお邪魔してご説明する「ご近助講座」を是非ご活用いただきますよう、お願いいたします。

全体説明会は、今後の感染状況を踏まえながら、次年度以降の開催を検討してまいります。

なお、名簿未受領の自治会・町内会様につきましては、区との協定締結及び受領した名簿を活用した取組の推進にご理解・ご協力をお願いいたします。

「ご近助講座」の受講方法について

○開催単位：自治会・町内会に限らず、防災関連で活動するグループ単位で開催可能です。

○日程：希望する曜日・時間（土日、夜間もOK!）

○内容：事前にご要望を伺い、希望する内容で実施します。

⇒講座の内容（例）

- ・区から名簿を受け取る方法は？
- ・どんなときに避難すべきか？避難の方法は？
- ・具体的に何をすればいいの？
- ・個人情報の取扱いで注意することは？ 等々

○申込・問合せ：総務課防災担当（341-1225）

2 災害時要援護者名簿の提供について

令和3年度の災害時要援護者名簿について、お渡し方法及び提供時期を次のとおりお知らせします。

(1) 名簿お渡し時期（郵送・書留）

令和4年1月中旬頃（予定）

(2) 名簿お渡し方法について

協定締結済の自治会町内会長宛て書留にて郵送させていただきます。

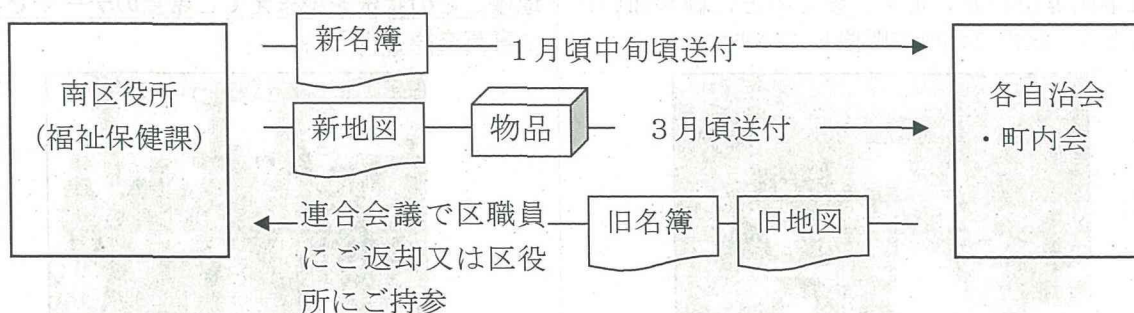
(3) 要援護者の居所を示した地図及び支援物品のご提供について

要援護者の居所を記した地図、要援護者の人数分の支援物品[※]については、別途、3月頃までに、ご提供させていただきます。

※令和3年度の支援物品は防災用簡易トイレの予定です。

(4) 旧名簿及び要援護者の居所を示した地図のご返却について

昨年度の区作成災害時要援護者名簿を受け取った自治会町内会は、旧名簿及び地図を回収いたしますので、お手数ですが、2月頃の各地区連合会議の場で、地区担当職員にご返却いただくか、区役所（4階福祉保健課窓口）までご持参いただきますよう、お願いします。



3 アンケートについて

7月にご依頼しました災害時要援護者支援の取組みに関するアンケートについては、多くの自治会・町内会の皆様にご協力をいただきありがとうございました。

現在、結果について取りまとめを行っておりますので、年度内にその結果をご報告させていただきます予定です。

【アンケートに回答いただいた自治会町内会数 88 団体】

【参考】災害時要援護者支援とは？

高齢者や障害のある方など、地震や風水害などの災害発生時に、自ら安否を伝えたり、安全な場所に避難すること等が困難な方「災害時要援護者」について、災害発生時に安否確認・避難支援が迅速に行われるよう、地域、行政、関係団体等が連携して、平常時から顔の見える関係づくり、情報共有等の取組を進めていくものです。

南区役所では自治会・町内会への要援護者の「名簿」や、要援護者の居所を記載した「地図」等の提供など通じ、取組を進めています。

自治会・町内会では、以下の取組をできる範囲で取り組んでいただいています。

- ・区の名簿の活用による要援護者の把握
- ・民生委員と協力した訪問や見守り活動
- ・自治会行事への参加による要援護者と地域住民との関係づくり・避難訓練の実施など・・・

【問合せ先】災害時の自助・共助に関すること

災害時要援護者支援の地域の取組支援に関すること

災害時要援護者名簿に関すること

総務課 341-1225

福祉保健課 341-1181

高齢・障害支援課 341-1136

入場無料

2021.12.

4^土・5^日

10:00~
15:00

南区文化祭 パネル展

場所：南区役所1階 多目的ホール

(南区浦舟町2-33) ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。



フラ☆フェスタ
12月4日(土)
フラダンスのミニステージ

令和元年みなみん(南公会堂)での様子

今年度はパネル展示を
中心に、文化祭参加団体
によるミニステージも
実施します



みんなの合唱祭
DVDは
休憩時間に
上映します。



<https://lu-c.info/bunkasai/>

区民ステージ
12月5日(日)

キッズダンスなどのミニステージ



令和元年みなみん(南公会堂)での様子

〔主催〕 南区民まつり運営委員会 〔運営〕 南区文化祭実行委員 〔共催〕 南区役所
〔問合せ〕 南区文化祭実行委員会事務局(南区地域振興課区民活動推進係内)
TEL.045(341)1238 FAX.045(341)1240

南区区連会承認第24号 掲示期間：令和3年12月5日まで

南地振 第 802 号
令和 3 年 11 月 19 日

自治会町内会長 各位

南 区 長 松 山 弘 子

第 28 期青少年指導員候補者の推薦について（依頼）

日ごろから、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、各地域で御活躍いただいております第 27 期青少年指導員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、新たな第 28 期青少年指導員（任期：令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）候補者を、次のとおり推薦していただきますようお願い申し上げます。

1 提出書類

第 28 期（令和 4・5 年度）青少年指導員候補者推薦書
（「第 28 期横浜市青少年指導員委嘱手続き」様式 1）

2 提出期限

令和 4 年 1 月 28 日（金）

3 提出先

南区地域振興課区民活動推進係

4 送付書類

- (1) 第 28 期（令和 4・5 年度）青少年指導員候補者推薦書（別紙様式 1）
- (2) 横浜市青少年指導員委嘱要領
- (3) 南区青少年指導員の推薦について
- (4) 横浜市青少年指導員要綱
- (5) 青少年指導員の概要

※ 1 候補者の推薦は、「横浜市青少年指導員委嘱要領」及び「第 28 期横浜市青少年指導員委嘱手続き」に基づき実施していただきますようお願いいたします。

※ 2 推薦に当たっては、同封の第 28 期（令和 4・5 年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書により、推薦を受ける方の承諾を受けてください。

※ 3 ※ 1 により 2 名以上の推薦及び連合町内会長が推薦を行う場合は、推薦書を別途送付しますので、下記担当までご連絡ください。

担当：南区地域振興課区民活動推進係

平田・福岡

電話（341）1238

(様式 1)

第 28 期 (令和 4 ・ 5 年度)
横浜市青少年指導員候補者推薦書

年 月 日

区長

選出団体名
代表者氏名

先に依頼のありました標記について、次の者を候補者として推薦します。

フリガナ		性別	生年月日	年齢
氏 名			西暦 年 月 日生	歳
住所・電話	〒 南区		自宅電話 携帯電話	
自治会・町内会等での役職				
新任・再任の区分	新 任 ・ 再 任 (当初委嘱年月:西暦 年 月) ※表彰の基準となるため委嘱状に記載された委嘱日を記載ください。			

※年齢欄は、令和 4 年 4 月 1 日現在で記入してください。

※再任の方は、最初に委嘱された年月を記入してください。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市青少年指導員連絡協議会及び各区青少年指導員協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意について

推薦する際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得られたら、以下のチェック欄に「レ点」を記入してください。

☐ 推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

横浜市青少年指導員委嘱要領

1 目的

この要領は、市長が横浜市青少年指導員要綱第5条の規定に基づき委嘱する青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等について必要な事項を定める。

2 推薦人員及び指導員の推薦方法

- (1) 各区における指導員の定数は、自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、区長が地区連合町内会等と協議のうえ、地区連合町内会ごとに定めることとする。
ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。
- (2) 区長は、連合町内会及びその他区長が選出団体として必要と認める地域の団体に候補者の選出を依頼する。
- (3) 区長は、選出された候補者を市長に推薦し、市長が委嘱する。
- (4) 指導員の推薦に係る様式その他必要な事項は別に定める。

3 指導員の推薦基準

候補者の選出及び推薦に当たっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選考するものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 青少年に対する理解と青少年の健全育成に関する情熱を有する者であること。
- (2) 青少年にとってよりよい地域環境をつくりあげるために、地域の青少年関係指導者や関係機関・団体と連携して、率先して活動ができる者であること。
- (3) 原則として市内在住者であること。
- (4) 年齢は、改選期日現在、原則として18歳以上65歳未満であること。
ただし、再任の場合は、原則として70歳未満とする。

4 指導員の委嘱

- (1) 市長による指導員の委嘱は、委嘱状を交付して行う。
- (2) 指導員の委嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

5 任期

指導員の任期は、隔年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、当該2年間の途中で委嘱した場合の任期は、委嘱の日から当該2年間の終期までとする。

6 指導員の解嘱

- (1) 市長は、任期中において、次の各項に該当するときには、指導員の委嘱を解くことができる。
 - ア 区長から交替又は解任の申出があった場合
 - イ 指導員としてふさわしくない非行等があった場合
- (2) 指導員の解嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月23日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

横浜市青少年指導員要綱

(目的)

第1条 全市的に青少年指導員(以下「指導員」という。)を置き、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 指導員は、地域における次に掲げる事項を主たる任務とし、これを推進する。

- (1) 青少年の指導と団体の育成
- (2) 青少年の育成にかかわる地域活動の推進
- (3) 地域環境の整備と施設への協力活動
- (4) 青少年に関する相談と愛護活動
- (5) 勤労青少年の指導育成と福祉の増進

(任期)

第3条 指導員の任期は2年とする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(推薦)

第4条 区長は、青少年の指導に理解と情熱をもち、育成活動のできる者を市長に推薦するものとする。

2 区長は、委嘱された指導員に変更が生じた場合は、その都度市長に報告し、新たに適任者を推薦するものとする。

(委嘱)

第5条 市長は、前条の規定により区長が推薦した者の中から指導員として委嘱し、同時に知事に対し、神奈川県青少年指導員として推薦する。

(区協議会と地区協議会)

第6条 指導員活動の効果的推進と指導員相互の連絡調整をはかるため、区に協議会(以下「区協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。なお、区協議会の円滑なる運営をはかるため、部会若しくは地区協議会を置くことができる。

2 区協議会の事務局を、区総務部地域振興課に置く。ただし、青葉区については、青葉区福祉保健センターこども家庭支援課に置く。

(指導計画の作成)

第7条 区協議会は、第2条の規定に基づき、年間計画を作成しなければならない。

(活動経費)

第8条 市長は、区協議会の活動に対し、予算の範囲内で経費を支出するものとする。

(市協議会)

第9条 各区協議会の効果的な活動の推進と、相互の連絡調整を図るため、市に協議会(以下「市協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。

2 市協議会は、区協議会の代表者をもって組織し、事務局をこども青少年局青少年部青少年育成課に置く。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

青少年指導員の概要

1 役割

次代を担う青少年が、健やかに、のびのび育つように願うのは、保護者のみならず社会全体の願いです。そのためには、学校・家庭・地域社会や行政が一体となって、青少年のためのよりよい地域環境をつくりあげる必要があります。

このような地域環境をつくりあげるために、青少年指導員は、関係者や関係機関・団体との連携をもとに、率先して活動を推進する役割を担います。

2 委嘱と任期

横浜市青少年指導員は、自治会・町内会等から推薦を受け、市長が委嘱します。任期は2年で、神奈川県知事からも委嘱されます。（第28期任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日）

＜各区青少年指導員の委嘱数（令和3年4月1日現在：合計2,601人）＞

区	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子
委嘱数	129	165	76	106	171	132	159	227	141
区	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
委嘱数	126	167	130	167	117	194	100	149	145

青少年指導員の主な活動

それぞれの地域を中心として、交流・体験活動や社会環境健全化活動などを通じて、青少年が安心して過ごすことのできる環境を創り、青少年が自己肯定感を持って社会性や自ら進路を選択する力を育むことを支えます。

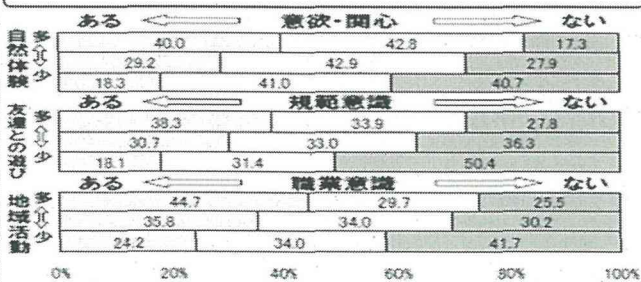
青少年健全育成のための 交流・体験活動の提供等

自然体験や社会体験などの体験活動は、青少年の「自己肯定感」や「社会性」「自主性」などを育みます。青少年指導員は、地域の特色を活かした行事を開催し、地域における体験機会の提供に取り組んでいます。



〔図表1〕 体験活動の効果

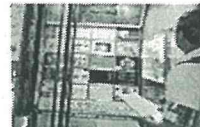
子供のころの体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。



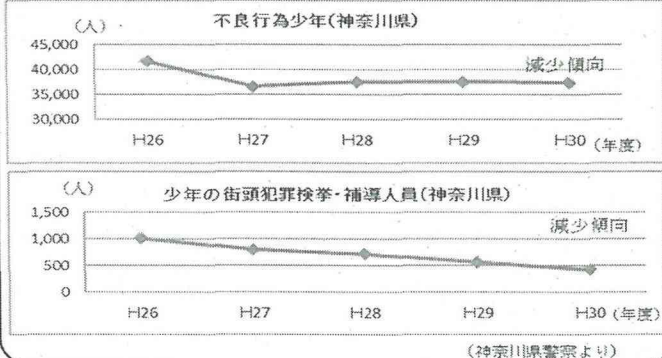
「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書 平成22年10月

社会環境健全化に 向けた活動

青少年を非行、深夜徘徊、有害図書などから守るため、各地域で深夜パトロールやあいさつ運動、有害図書の区分陳列状況等の調査などを行い、少年犯罪、不良行為の減少等に貢献しています。



・有害図書の区分陳列は80%以上の取扱書店で遵守



研修・啓発の取組み

青少年指導員の日頃の活動に役立つ、青少年が抱える様々な課題や青少年へのアプローチ方法などをテーマとした研修会を、各区・市等で実施しています。また、国の青少年育成関連の強調月間には、市民の皆様には様々な啓発活動やPRを行います。



＜研修会・講演会のテーマ例＞

「いじめに対する大人の認識」
「今日の思春期の現状と課題」
「野外活動研修の企画」 など

＜強調月間(内閣府)＞

・青少年の非行・被害防止全国
強調月間（7月）
・子供・若者育成支援強調月間
（11月）

各区の活動の詳細は横浜市 HP にて

横浜市 青少年指導員

検索

第28期横浜市青少年指導員委嘱手引き

令和4年4月1日から令和6年3月31日までを任期とする第28期横浜市青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等に関して必要な手続き、様式等は次のとおりとします。

1 指導員の推薦方法

(1) 選出団体による推薦

選出団体が、指導員候補者を推薦しようとするときは、第28期（令和4・5年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書（様式1）を区長に提出します。

また、選出団体が、任期途中に指導員を交替しようとするときは、第28期（令和4・5年度）青少年指導員候補者推薦書（交替）（様式2）を区長に提出します。

※様式1・2については、被推薦者の署名欄を廃止し、被推薦者への説明を行い、本人の同意を得られたら、推薦者（選出団体）がチェックを付ける形式に変更しています。

(2) 区長による推薦

区長が、市長に指導員を推薦するときの様式は、横浜市青少年指導員推薦書（様式4）とします。

2 指導員の委嘱に伴う交付物

指導員の委嘱にあたり、市長は、次のものを交付します。

- (1) 委嘱状
- (2) 指導員証
- (3) 指導員バッジ
- (4) 指導員手帳

3 指導員の解嘱

(1) 選出団体による解任

選出団体が任期途中に指導員を解任しようとするときは、第28期（令和4・5年度）青少年指導員解任申出書（様式3）を区長に提出します。

(2) 区長による解任

区長は、横浜市青少年指導員交替・解任申出書（様式5）を市長に提出します。

(3) 指導員としてふさわしくない非行等があった場合

市長は、指導員あてに解嘱を通知します。

4 届出事項の変更

横浜市青少年指導員推薦書（様式4）に記載されている事項（氏名、住所、電話番号）に変更が生じたとき、区長は、横浜市青少年指導員届出事項変更報告書（様式6）により、変更事項を市長に報告します。

なお、氏名の変更がある場合は、指導員証を再発行します。

南区マップ

井土ケ谷・蒔田 エリア

南区の
おいしい
ものを

おうちで
食べよう！

「南太田・吉野町・阪東橋エリア」「弘明寺・六ツ川エリア」もあります

発行 南区役所地域振興課
☎045-341-1235 FAX045-341-1240
e-mail mn-chishin@city.yokohama.jp

テイクアウト&デリバリー横浜 ホームページ

<https://takeout.city.yokohama.lg.jp/>



- 1 海鮮居酒屋 照や** 井土ケ谷上町2-8 
日替わり幕の内……1,500 円
11:00～14:00、17:00～20:00 毎月 ☎045-315-2499
- 2 チャイナ飯店** 井土ケ谷中町157 
10:00～15:00、17:00～21:30 毎月 ☎045-742-2702
- 3 らーめん こだか** 井土ケ谷上町22-20 
焼豚 100 g ……480 円
11:30～15:00 毎月不定休 ☎045-716-0577
- 4 ステーキハウス&バル リオ** 井土ケ谷上町21-32 
究極の肉盛り(ハラミ、リブ、シャトー入) ……4,980 円
11:00～14:00、17:00～21:00 毎月火 ☎045-308-8085
- 5 寿司久** 井土ケ谷中町127-1 
なでしこ ……1,728 円
11:00～15:00、17:00～21:00 毎月不定休 ☎045-742-8688
- 6 とんかつ美とんさくらい 井土ケ谷店** 
釜焼きチーズチキンカツ ……980 円 井土ケ谷下町44
11:00～15:00、17:00～20:00 ☎045-731-5502
- 7 串工房とりあえず** 井土ケ谷下町44-17 
天丼 ……700 円
12:00～19:00 毎月 ☎045-715-5007
- 8 中国飯店 陳記** 井土ケ谷中町43 
広東炒飯 ……890 円
11:00～14:30、17:00～23:00 毎月水 ☎045-713-4355
- 9 アリラン飯店 井土ケ谷店** 井土ケ谷下町18-4 
カルビ弁当 ……1,890 円
毎月 ☎045-715-4103
- 10 むら越 肉屋の肉料理** 通町2-18 
メンチセット ……940 円
毎月不定休 ☎045-741-4514
- 11 公珠** 井土ケ谷下町37-6 
牛バラあんかけ御飯 ……1,058 円
11:30～21:00(水18:00～21:00) 毎月不定休 ☎045-298-9091
- 12 韓国屋台酒場 金ちゃんの台所** 
井土ケ谷下町37-4
15:00～23:00 毎月 ☎045-715-1550
- 13 Cafe みtsu りんご** 井土ケ谷下町28-13 
キノコクリームパスタ ……1,000 円
11:30～17:30 毎月 ☎045-315-3553
- 14 キッチン裕** 通町1-2-3 
ハンバーグランチ ……1,000 円
11:00～15:00 毎月水、不定休 ☎045-712-0525
- 15 そば処 花月** 宮元町3-46 
天丼 ……1,250 円
11:00～19:30 毎月 ☎045-731-2622
- 16 すし富** 宿町2-53 
にぎり / ちらし 松 ……2,800 円
11:30～14:00、17:00～21:00 毎月水 ☎045-875-0959

- 17 TIES charcoal & spices** 宮元町2-32-1 
TIES 特製カレー ……800 円
11:00～20:00 毎月水 ☎045-325-8069
- 18 中華つけ麺 はるき** 宮元町2-31-4 
つけ麺 ……800 円
11:00～21:00 毎月水 ☎045-713-3558
- 19 麦家** 宿町2-29 
豚天 ……600 円
11:30～19:00 毎月不定休 ☎045-743-4333
- 20 B級酒場まっちゃげ** 宿町1-18 
12:00～19:00 毎月木 ☎045-325-8998
- 21 中華料理 平安** 宿町1-18 
餃子 ……350 円
11:30～13:00、17:00～19:00 ☎045-731-2919
- 22 ホルモン本舗 我家** 花之木町1-16 
カルビ弁当 ……1,382 円
23:00 毎月なし ☎045-712-4669
- 23 蕎麦処 太田屋** 共進町3-66 
かつ丼 ……1,050 円
毎月 ☎045-731-2090
- 24 中華料理 太田樓** 共進町3-55 
チャーハン ……680 円
毎月火、水 ☎045-731-2475
- 25 和風創作 ITARO** 榎町2-41 
日替り弁当 ……600 円
10:30～13:30 毎月日、祝 ☎045-713-7373
- 26 鮨 わかし** 榎町2-40-2 
さくら寿司 ……1,700 円
12:00～14:00、17:00～21:30 毎月(祝日の場合は火) ☎045-712-1772
- 27 天龍 蒔田** 榎町2-66 
カルビ弁当 ……1,674 円
11:30～23:30 ☎045-713-1693
- 28 Bottega Regalo** 蒔田町888 
生ハム ……600 円
11:00～13:30、17:00～21:30 毎月 ☎045-315-5336
- 29 料理処 松風苑** 蒔田町863 
うな重 ……3,200 円
9:00～18:00 毎月、第1、3火 ☎045-731-2720
- 30 旅館松島** 蒔田町863 
鰻重 ……4,180 円
予約は15:00まで 毎月、第1、3火 ☎045-731-2720
- 31 鮨八** 榎町2-48 
上ずし、上ちらし ……1,600 円
17:00～21:00 毎月火 ☎045-742-5444
- 32 惣菜カフェアトリエ** 東蒔田町18-1 
日替り弁当 ……500 円
11:00～17:00 毎月日、月 ☎045-315-6629

- 33 美乃寿司** 堀ノ内町1-1-1 
上にぎり ……1,500 円
11:00～19:00 毎月水 ☎045-731-2957
- 34 ビストロカフェ フィオーレ** 睦町1-31-4 
季節のパスタ ……800 円
11:00～20:00(日は17:00まで) 毎月、第2、4日 ☎045-742-8713
- 35 伊勢福** 睦町2-178-9 
生そば(汁付き) 2人前 ……1,400 円
随時 毎月木 ☎045-731-2808
- 36 おにぎり弁慶** 東蒔田町10-2 
毎月 ☎045-713-9080
- 37 thaali thaali** 睦町1-17-2 
サラダボックス ……770 円
デリバリー 毎月土、日 ☎080-4727-4951
- 38 長浜家** 永田東1-1-16 
宅麺(自宅で調理するラーメン)
11:00～20:00 毎月日 ☎045-715-2424
- 39 喰工房 はぎまる** 永田東1-1-13 
はぎまる弁当 ……1,300 円
15:00～19:00 毎月水 ☎045-711-8044
- 40 仕出し弁当 にんじん** 南太田4-2-20 
日替り弁当 ……600 円
10:00～12:30 毎月土、日、祝 ☎045-714-6886
- 41 きよかつ** 永田東1-2-12 
サバ唐揚げ弁当 ……590 円
10:00～20:00 毎月日、祝 ☎045-716-0750
- 42 天ぷら 割烹 政** 永田東1-6-30 
天玉天丼 ……800 円
11:30～14:00、17:00～20:30 毎月木 ☎045-741-9003
- 43 かもめパン本店** 永田東2-10-19 
給食揚げパン ……108 円
7:00～19:00(日祝18:00) 毎月水 ☎045-713-9316
- 44 海鮮寿司酒場はまいち** 永田東2-11-38 
15:00～20:00 毎月不定休 ☎045-741-0748
- 45 ヘルスアンドサイエンスクロスロード** 
薬膳ケーキ 各種 1/2 本 ……2,000 円 永田北1-3-3-1
12:00～18:00 毎月火、水、日
- 46 美味処 廣ずし** 永田北1-16-8 
上寿司 ……1,600 円
11:30～20:00 毎月 ☎045-742-2224
- 47 中華料理 永楽** 永田北2-14-13 
ラーメン ……580 円
11:00～14:30、17:00～19:30 毎月水 ☎045-711-1051
- 48 ラ・ルーヴル** 永田北3-2-1 
おうちフレンチ BOX ……1,500 円
11:30～21:00 毎月火 ☎045-711-1570

テイクアウト & デリバリー 横浜

南区マップ

井土ケ谷・蒔田 エリア



資 業 第 1310 号
令和3年11月19日

自治会・町内会長 様

横浜市資源循環局長 金澤 貞幸

年末年始のごみと資源物の収集日程チラシの掲示板への貼付について（お願い）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、3R夢プランの推進に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、年末年始の収集日程は、別添のチラシのとおりとなります。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴自治会・町内会の皆様に、年末年始におけるごみ収集日程をお知らせいただきたく、自治会・町内会掲示板への貼付について御配慮いただきますとともに、年末年始のごみ収集休止期間中は、集積場所にごみを出さないよう周知についてもよろしくお願い申し上げます。

なお、掲示板への貼付については、年明けは、令和4年1月8日頃までお願いできればと考えております。

本年も年末年始を迎えるにあたり、ごみの排出量が増えるこの時期のごみの収集・処理が円滑に行えるよう、局をあげて取り組んでまいりますので、御協力いただきますようお願いいたします。

横浜市資源循環局 南事務所
電話： 741-3077

年末年始のごみと資源物の収集日程

12月31日(金)から1月3日(月)まで、

収集はお休みさせていただきます。

また、燃やすごみの収集日が **12月29日(水)及び1月5日(水)**
月・金曜日の地域は臨時収集を行います。

収集日程を
お確かめの上、
ルールを守って
お出してください。



集日程を 確かめの上、 ールを守って 出してください。 		燃やすごみ 燃えないごみ・スプレー缶・乾電池		プラスチック製 容器包装	缶・びん・ ペットボトル 小さな金属類
		月・金曜日が 収集日の地域	火・土曜日が 収集日の地域		
12月	27日(月)	通常収集日		通常の曜日どおり 収集します ※分別されていないものは 収集できません。	
	28日(火)		通常収集日		
	29日(水)	臨時収集日			
	30日(木)				
	31日(金) 1日(土) 2日(日) 3日(月)				収集はお休みです ※ごみと資源物を絶対に出不さいでください。  スリム 「ヨコハマ3R夢」 マスコットイーオ
1月	4日(火)		通常収集日	通常の曜日どおり 収集します ※分別されていないものは 収集できません。	
	5日(水)	臨時収集日			
	6日(木)				
	7日(金)	通常収集日			
	8日(土)		通常収集日		



スリム
「ヨハマ3R夢！」
マスコットイーオ

※ ごみと資源物は、各収集日の **朝8時まで** にお出してください。

(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、
実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(金)から1月3日(月)までお休みします。



横浜市 粗大ごみ
2次元コード

※12月のお申込みは特に混み合い、
年内の収集にお伺いできない場合がございます。



粗大ごみのお申込みについてはこちらから
又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索